

宮城県高齢者虐待対応連絡協議会「高齢者虐待対応専門職チーム」

高齢者権利擁護・虐待対応セミナー

『虐待の判断・対応方針のギャップ』

虐待かどうかの判断の違いはどうしておきるのか

保護の必要性の判断や対応方針の違いはどうしておきるのか

日時 平成24年6月14日（木）13時30分～16時30分

場所 仙台弁護士会館 4階大会議室

宮城県高齢者虐待対応連絡協議会

981-0955 仙台市青葉区三条町10-19 PROP 三条館（宮城県社会福祉士会）

Tel 022-233-0296 Fax 022-393-6296

Eメール: fukurou@seagreen.ocn.ne.jp

高齢者権利擁護・虐待対応セミナー

高齢者権利擁護，虐待対応の考え方や対応の基本から考える

高齢者権利擁護・虐待対応の問題点・課題を振り返り，今後の対応に繋げる

1 高齢者虐待対応

- (1) 高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の確認
- (2) 地域包括支援センターの役割確認
- (3) 高齢者虐待対応指針
- (4) 高齢者虐待対応専門職チームについて

2 高齢者虐待対応演習

『介護事業者』『地域包括支援センター』『行政』，それぞれの判断や対応方針のギャップの原因を探り，適切な高齢者権利擁護・虐待対応につなげる。

- (1) 虐待判断相違の原因と対策
- (2) 緊急性判断相違の原因と対策
- (3) 対応方針（介入，分離，措置入所等）相違の原因と対策

1 高齢者虐待対応

(1)「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の確認

(目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にあって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法に規定する老人福祉施設若しくは有料老人ホーム又は介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

二 老人福祉法に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業若しくは介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

(国及び地方公共団体の責務等)

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体との連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵害事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(高齢者虐待の早期発見等)

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、**高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。**

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

第六条 **市町村は**、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを**市町村に通報しなければならない。**

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による**通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。**

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 **市町村は**、通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、当該市町村と連携協力する者とその対応について協議を行うものとする。

2 **市町村又は市町村長は**、通報又は届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高

高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、**適切に措置を講じ**、又は、適切に審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法の規定による措置を採るために**必要な居室を確保**するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法の規定により設置する**地域包括支援センターの職員その他**の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じて適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法の措置が採られた場合においては、**市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長**は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法に規定する老人介護支援センター、介護保険法項の規定により設置された地域包括支援センターその

他関係機関，民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において，養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう，特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

第十七条 市町村は，高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに，相談，指導及び助言，通報又は届出の受理，高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は，正当な理由なしに，その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 通報又は届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が通報又は届出を受けた場合には，当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は，その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第十八条 市町村は，養護者による高齢者虐待の防止，通報又は届出の受理，養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護，養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により，当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は，この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し，市町村相互間の連絡調整，市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は，この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは，市町村に対し，必要な助言を行うことができる。

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は，養介護施設従事者等の研修の実施，当該養介護施設に入所し，その他当該養介護施設を利用し，又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は，当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は，速やかに，これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか，養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は，当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は，速やかに，これを市町村に通報しなければならない。

3 前二項に定める場合のほか，養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は，速やかに，これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は，その旨を市町村に届け出ることができる。

5 第十八条の規定は，第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は，第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）

をすることを妨げるものと解釈してはならない。

- 7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二條 市町村は、通報又は届出を受けたときは、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

- 2 前項の規定は、地方自治法の指定都市及び中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三條 市町村が通報又は届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第二十四條 市町村が通報若しくは届出を受け、又は都道府県が報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第二十七條 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者で行う取引による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

- 2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第二十八條 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九條 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十條 正当な理由がなく、立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

(検討)

- 2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(2) 「地域包括支援センター」の役割確認

地域包括支援センター運営の基本方針

1 地域包括支援センター設置の目的

- (1) 高齢者が、住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするためには、できるだけ要介護状態にならないような予防対策から高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービスまで、様々なサービスを、高齢者の状態の変化に応じ切れ目なく提供することが必要となる。
- (2) このため、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として、地域包括支援センターを設置する。

総合相談支援及び権利擁護業務の内容と流れ

1 基本的な視点

- (1) 総合相談・支援及び権利擁護の業務（以下「総合相談支援等業務」という。）は、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うものである。
- (2) 本業務は、社会福祉士が中心となって実施することとなるが、地域包括支援センターの他の職種をはじめ、地域の関係機関等との連携にも留意しなければならない。

2 業務内容

(1) 地域におけるネットワーク構築業務

- ① 効率的・効果的に実態把握業務を行い、支援を必要とする高齢者を見出し、総合相談につなげるとともに、適切な支援、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図る。そのため、サービス提供機関や専門相談機関等のマップの作成等により活用可能な機関、団体等の把握などを行う。地域に必要な社会資源がない場合は、その開発に取り組む。
- ② 地域の様々なニーズに応じ、これらのネットワークを有効活用していくこととなるが、特に、高齢者の虐待防止については、「高齢者虐待防止ネットワーク」を早急に構築することが必要である。

(2) 実態把握業務

- ① 総合相談支援業務を適切に行う前提として、(1)のネットワークを活用するほか、様々な社会資源との連携、高齢者への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者の心身の状況や家族の状況等についての実態把握を行う。

(3) 総合相談業務

総合相談業務として、次の業務を行う。

- ① 初期段階での相談対応
 - ア 本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握等を行い、専門的又は緊急の対応が必要かどうかを判断する。
 - イ 適切な情報提供を行えば相談者自身により解決が可能と判断した場合には、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行う。
- ② 継続的・専門的な相談支援
 - ア 初期段階の相談対応で、専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には、当事者への訪問、当事者に関わる様々な関係者からのより詳細な情報収集を行い、当事者に関する課題を明確にし、個別の支援計画を策定する。
 - イ 支援計画に基づき、適切なサービスや制度につなぐとともに、当事者や当該関係機関から、定期的に情報収集を行い、期待された効果の有無を確認する。

(4) 権利擁護業務

実態把握や総合相談の過程で、特に権利擁護の観点からの支援が必要と判断した場合には、次のような諸制度を活用する。

- ① 成年後見制度の活用

高齢者の判断能力の状況等を把握し、成年後見制度の利用が必要なケースであれば、以下の業務を行う。

 - ア 高齢者に親族がいる場合には、当該親族に成年後見制度を説明し、親族からの申立てが行われるよう支援する。
 - イ 申立てを行える親族がないと思われる場合や、親族があっても申立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、速やかに市町村の担当部局に当該高齢者の状況等を報告し、市町村申立てにつなげる。
- ② 成年後見制度の円滑な利用
 - ア 市町村や地方法務局と連携し、成年後見制度を幅広く普及させるための広報等の取組を行う。
 - イ 鑑定又は診断書の作成手続きに速やかに取り組めるよう、地域の医療機関との連携を確保する。

ウ 高齢者にとって適切な成年後見人を選任できるよう、地域で成年後見人となるべき者を推薦する団体等を、高齢者又はその親族に対して紹介する。なお、地域包括支援センターの業務として、担当職員自身が成年後見人となることは想定していない。

③ 老人福祉施設等への措置

虐待等の場合で、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合は、市町村の担当部局に当該高齢者の状況等を報告し、措置入所の実施を求める。また、措置入所後も当該高齢者の状況を把握し、できる限り速やかに、成年後見制度の利用など必要なサービス等の利用を支援する。

④ 虐待への対応

虐待の事例を把握した場合には、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認し、事例に即した適切な対応をとる。

⑤ 困難事例への対応

高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した場合には、他の職種と連携し、地域包括支援センター全体で対応を検討する。

⑥ 消費者被害の防止

訪問販売によるリフォーム業者などによる消費者被害を未然に防止するため、消費生活センター（又は市町村の消費者行政担当部局）と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に情報提供を行う。

(3) 高齢者虐待対応指針

14-1 虐待

～権利侵害の背景～

- 1 障がい等により自分の権利を自分で守れない。
- 2 世話をする側とされる側の上下関係がある。
- 3 生活支援の場が密室になる。
- 4 認知症・高齢障害者の理解が不足している場合がある。
- 5 権利擁護・人権感覚の理解が不足している場合がある。
- 6 自分で情報を集めて選び判断することが難しい。
- 7 人には「相性」がある。
- 8 後見のシステムがまだ一般化していない。

(1) ケアマネジャーの役割（ケアスタッフを含む）

虐待や放置を受けている高齢者、または虐待の危険性を把握し、即時の対応が必要かどうかの状況を判断する。虐待を発見した場合には市町村に通報する。

(2) 高齢者虐待を把握するポイント

- ① 家族や現在介護をしてもらっている者に対して恐れをいんでいる
- ② 説明がつかない怪我、骨折、火傷がある
- ③ 放置、暴力等の虐待を受けている（セルフネグレクトも含む）
- ④ 身体抑制を受けている
- ⑤ 財産が搾取されている

～高齢者虐待とは～

近年、高齢者の虐待について関心が高まっていますが、問題は十分に理解されているとは言えません。多様な状態を包括する定義は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」により明文化されましたが、すべてを包括するものではありません。高齢者の虐待には遂行（虐待）または放置（無視）があり、故意に苦痛を与えようとした場合と介護者あるいは虐待者の不十分な知識、燃え尽き、怠惰から無意識に苦痛を与えてしまう場合とがあります。

高齢者に対する不当な扱いは以下に分類されます。

- ① 身体的虐待
身体的苦痛や障害（性的な虐待を含む）を与える。

- ② 心理的（精神的）虐待
ひどい精神的苦痛（恥をかかせる，おびえさせることを含む）を与える。
- ③ 放置（ネグレクト）（セルフネグレクト）
介護の義務の拒否や失敗（放置するのみならず，必要な食べ物や医療等のサービス，眼鏡などを与えないことを含む）。
- ④ 経済的虐待
所持金や財産の不法，または不適切な搾取または使用。

（3）高齢者虐待

虐待が起こりやすい状況は以下のとおりです。

- ① 高齢者の身体，認知障害
- ② 高齢者の虐待者への依存
- ③ 虐待の高齢者への依存（特に経済的援助を受けるなど）
- ④ 虐待者の精神的状況（薬物乱用や精神疾患の既往など）
- ⑤ 家族の社会的孤立

「新たな適応力を必要とする新たな生活様式の変化（ストレスとなる生活上の出来事）」と「暴力の既往」の2つの要因は子供や夫婦間の虐待に関連することわかっていますが，高齢者の虐待との関連は今のところ明らかではありません。しかし，このことはケアプランを作成するときには考慮する必要があります。

（5）高齢者虐待対応の指針

虐待の判断

- ① 虐待や放置，搾取を判断するためには，その頻度，継続時間，激しさ，重大性，結果を把握し検討します。
- ② 虐待を見分けるには，利用者自身の認識，つまり本人がその行動を虐待としてとらえているか，それを改めるための対応を受け入れる用意があるか，によって左右されることが多い。
- ③ 虐待と放置を確認するには以下を確認する必要があります。
 - ア 現時点での問題は何か。
 - イ 虐待，放置，搾取の危険性があるか。
 - ウ 問題の性質として激しいか，頻回に起こるか。
 - エ 危険性の緊急度はどうか。
 - オ 介護者が虐待者となりうるか。

- カ 家族のケアは一貫性があるか。
 - キ 過去に介護者が暴力をふるったり、虐待や放置、搾取しているか。介護者は本人以外の他者に暴力をふるったことがあるか。
 - ク 在宅サービス（フォーマルサービス）は信頼できるか。
 - ケ 在宅サービスの機関のスタッフは、根底にある問題に対応する姿勢をとっているか。
 - コ 家族は問題を改めようとする用意があるか。
 - サ 虐待を行なっている者、または利用者に薬物依存はあるか。
 - シ 状況は緊急を要するか。
- ④ アセスメントの目標は、以下を把握することです。
- ア 虐待、放置、搾取が起きているか。
 - イ 本人が自己の利益にそって意思を決定し、同時に自分で決定したことのもたらす影響について理解する能力があるか。
 - ウ 本人の危険性はどのようなレベルか。
 - エ 福祉、医療、裁判所による法的仲裁、保護等の緊急介入の必要性はあるか。
- ⑤ アセスメントの最初の段階は、虐待が本当にあるのかを確かめることです。介護者が善意を持っているにもかかわらず、迫害されている錯覚苦しんでいる高齢者もいます。このような高齢者は専門家による精神科的治療を受ける必要があります。

分析の方法

- ① 利用者との面接
- ② 利用者に脅迫的と受け止められない方法で面接し、虐待の訴えやアセスメント項目によって虐待を確認します。
- ③ 当初はできないかもしれないが、虐待しているかもしれない者は同席せず、本人と2人だけで話を聞くことが重要です。
- ④ 本人が不当な扱いを受けていると明確に言う（助けを求める。）ことが、介入するかどうかの決め手となります。
- ⑤ 本人が訴えを取り消す場合には、訴えの妥当性を判断します。
- ⑥ 利用者の意思決定能力を見極めます。
 - ア 記憶障害や機能の問題があっても、自分の安全性に関して適切に意思決定することが可能である。ある一定期間ありのままの状態を観察し、高齢者の意思決定能力を評価すること。
 - イ そのうえで、現在の環境に利用者があることの危険性について判断します。危険であれば、裁判所が後見人をたてたり、精神科の措置入院を検討しなければならない場合もあります。
- ⑦ 利用者の訴えや、示唆された虐待を調査します。

- ア 利用者からの訴えや虐待の可能性が観察されたら、できるだけ早く、医師、被害者の親戚、在宅サービス提供者に紹介し、面接して情報を得ます。
- イ 虐待をしていることが疑われる者との面接も、ケアの方向性を探るために有効である場合もあります。介護者に面接は通常高齢者と別々に行なうことになっていると伝え、評価者と2人で面接し、介護者の善意や健康状態、能力について評価します。
- ウ 利用者は、評価者が虐待者と2人きりで面接することを嫌がる場合があります。本人の訴えが間違っていると言われる、仕返しされる、施設に入所させられる、家族の支えをなくす、家族問題が露呈する、といったことを恐れるためです。
- エ 経済的な虐待は露骨な場合把握は難しいですが、介護者が利用者に金銭を強要している場合は、同時に身体的心理的虐待も引き起こす可能性があります。

ケアの方向

- ① 要因を取り除く
 - ア 虐待や放置、搾取への適切な対応は、個々のケースにより大きく異なります。
 - イ ソーシャルワーカーは、家族とともに起こる可能性のある虐待や放置に結びつく要因を取り除いて、状況を静めさせることができる場合があります。
- ② 介護者から利用者を引き離す
 - ア 訪問介護や短期入所、通所サービス、虐待をしている可能性のある、あるいは怠惰な介護者から本人を引き離す時間的余裕をつくるために導入する。

ケアを決定するための意思確認

- ① すべての利用者に対し、以下を確認します。
 - ア 緊急の身体的危険にさらされているが、そうであれば、評価者は直ちに高齢者を現在の環境から移す（離す）手段をとります。
 - イ 利用者は介入を受け入れるか。
 - ウ 在宅サービスの導入や増加は、虐待の状況を改善できるか。
 - エ 介護者が現在の介護負担に耐えられるよう、介護者に対するカウンセリングや支援または医学的治療が必要か。
 - オ 利用者の訴えに根拠がないようならば、精神科的診断や治療が必要か。

～緊急性の判断～

緊急性があると判断した場合は、直ちに保護を行う必要があります。
生命の危険性、医療の必要性、加害者との分離の必要性、虐待の程度と高齢者の健康状態、介護者の心身の状態等から総合的に判断します。

- ① 本人が保護救済を強く求めている。
- ② 生命に危険な状態。(重度の火傷や外傷・褥そう, 栄養失調, 衰弱, 脱水症状, 肺炎等) → 医師に判断を依頼することが有効
- ③ 生命に危険な行為が行われている。(頭部打撃, 顔面打撃, 首締め・揺さぶり, 戸外放置, 溺れさせる等)
- ④ 確認できないが, 上記に該当する可能性が高い。

再アセスメント

- ① 定期的な再アセスメントは、虐待の証拠が決定的でない場合も含めてすべての利用者に必要です。

緊急体制を整える

- ① 利用者は援助を断ることもあります。断られた場合は、緊急の援助（電話番号、適切な通報・相談先）について情報を書面で知らせ、適切な相談受付と対応の体制をとる必要があります。

(4) 高齢者虐待対応専門職チームについて

「宮城県高齢者虐待対応専門職チーム」

1 高齢者虐待の実態と問題点

若くて（若くなくても）元気な人は、自分を殴ろうとする人に対抗できるし、殴った人を自分で訴えることができます。元気な人は、自分の土地、建物、預金等の財産を自分で管理できるし、万一盗られたとしても自分で訴えることができます。元気な人は、自分で出かけたり、考えて判断したりして自分自身を守ることができます。元気な人は、自分の意見を人に伝えたり訴えることができます。また、周りも耳を傾けて聞いてくれます。要するに、元気な人は“当たり前前の生活を当たり前前に送ることができる”ということです。

しかし、歳をたくさん重ねると、どうしても様々な障害を持つことが多くなります。認知症、脳梗塞と後遺症、転倒による骨折と後遺症、持病の悪化、生活不活発病等々です。認知症が原因で考えたり判断することができない、脳梗塞後遺症骨折後遺症のために自由に活動できなかつたり暴力に抵抗できない、人の手を借りないと生活できない、介護が必要になり負い目を感じたりする場合等があります。

高齢者虐待という言い方をしますが“高齢者だから”ということではありません。高齢になると心身の障害を持つ確率が高くなり、それが原因で虐待を受けてしまう危険性があるということです。

高齢者虐待は様々で複合的です。殴る・蹴る・抓る・閉じ込める等の身体的虐待、暴言・辱め・無視等の心理的虐待、介護してもらえない・ご飯を食べさせられない・病院に連れていけない等の介護放棄（ネグレクト）、性的辱め・オムツ一つで寝かせられる等の性的虐待、預金年金を勝手に使われる・勝手に土地等を処分される等の経済的虐待、不当に高額な品物を購入させられる等の消費被害…等が挙げられます。介護疲れが発端で身体的虐待とネグレクトと経済的虐待が同時に行われている複合的なケースや、同居家族にも複雑な問題を抱えている場合もあり、対応や連携も複雑になり、簡単に解決できるものではありません。

2 「宮城県高齢者虐待対応専門職チーム」の立ち上げのきっかけと趣旨

平成18年4月1日、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されると同時に「地域包括支援センター」が全国の市町村に設置されました。高齢者権利擁護・虐待防止の責任を負うのは市町村ですが、直接的な役割を担うのは「地域包括支援センター」です。しかし、地域包括支援センターを設置したからといって、始めから高齢者虐待解決の経験と対応のノウハウを持っているはずがありません。

この状況を踏まえ、日本弁護士連合会と日本社会福祉士会とで協議検討の上「高齢者虐待対応専門職チーム」の設置が進められたものです。

活動趣旨は「高齢者虐待対応及び予防について、法律・福祉の専門性をもって、対応の適正性、介入方法、保護の後の対処法などの相談に応じ、アドバイス、訪問等により、地域包括支援センターが有効に機能できるよう支援する。」としています。

宮城県では、宮城福祉オンブズネット『エール』による権利擁護活動の実績と、活動を通して培われた法律と福祉・医療の連携ができていたという下地がありました。そのため、宮城県高齢者虐待対応専門職チームは、全国に先駆けて設立し活動を開始することができました。

3 活動内容と利用の仕方

宮城県高齢者虐待対応専門職チームは、仙台弁護士会、宮城県社会福祉士会により設置された「高齢者虐待対応連絡協議会」が運営しています。

(1) 支援の内容

- ① 対応の適正性の確認
- ② 介入方法のアドバイス
- ③ 地域ケア会議への出席
- ④ 同行訪問
- ⑤ 予防・救済のための活動支援
- ⑥ 関係機関団体との連携支援
- ⑦ 地域包括支援センター職員のスキルアップ支援 等

(2) 手続き

- ① 市町村との契約による。
- ② アセスメント表に記入し、EメールかFAXで連絡を受ける（緊急時は直接電話）

4 「宮城県高齢者虐待対応専門職チーム」の問合せ先

(受付窓口) 担当：及川由佳（社会福祉士）

981-0955 仙台市青葉区三条町 10-19 PROP 三条館 宮城県社会福祉士会内

TEL022-233-0296 FAX022-393-6296 Eメール:fukurou@seagreen.ocn.ne.jp

ホームページ <http://www2.ocn.ne.jp/~macsw/teamindex.htm>

高齢者虐待対応連絡協議会メンバー表

平成 24 年 4 月 1 日現在

氏 名	資 格	役 職	備 考
安 住 美貴子	社会福祉士		
荒 中	弁護士		
内 田 幸 雄	社会福祉士		
宇 都 彰 浩	弁護士		
及 川 健	社会福祉士		
及 川 由 佳	社会福祉士	事務局	
大 泉 力 也	弁護士		
大 嶽 友 和	弁護士		
大 橋 洋 介	弁護士	副会長	
小 幡 佳緒里	弁護士		
小野寺 泰 佐	社会福祉士		
折 腹 実己子	社会福祉士		
鹿 又 喜 治	弁護士		
木 坂 理 恵	弁護士		
木 下 清 午	弁護士		
後 藤 雄 太	弁護士		
小 林 紀 代	社会福祉士		
小 湊 純 一	社会福祉士	事務局長	
鈴 木 宏 之	社会福祉士		
鈴 木 守 幸	社会福祉士	会 長	
高 田 英 典	弁護士		
高 橋 了	社会福祉士		
橋 本 治 子	弁護士		
西 澤 英 之	社会福祉士		
松 林 昌 紀	弁護士		
村 田 知 彦	弁護士		

2 高齢者虐待対応演習

『介護事業者』『地域包括支援センター』『行政』、それぞれの判断や対応方針のギャップの原因を探り、適切な高齢者権利擁護・虐待対応につなげる。

(1) 虐待判断相違の原因と対策

(2) 緊急性判断相違の原因と対策

(3) 対応方針（介入，分離，措置入所等）相違の原因と対策

高齢者虐待対応ギャップシート（虐待の判断）

被害者		歳	男 ・ 女
加害者		関係：	
場 所			
虐待の種類	身体的 ・ 放棄 ・ 心理的 ・ 性的 ・ 経済的 ・ 消費		
虐待の具体的状況			
虐待の原因			
本人の意向 (判断力)			
今後の危険性 緊急性の判断	介 護		
	包 括		
	行 政		

判断相違の原因	
善後策	
備 考	

高齢者虐待対応ギャップシート（対応方針の判断）

被害者		歳	男 ・ 女
加害者		関係：	
場 所			
虐待の種類	身体的 ・ 放棄 ・ 心理的 ・ 性的 ・ 経済的 ・ 消費		
虐待の具体的状況			
虐待の原因			
本人の意向 (判断力)			
今後の危険性 緊急性の判断			
対応の 方針・目標	包 括		
	行 政		

判断相違の原因	
善後策	
備 考	